

△国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律▽

新旧対照表目次

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	〔第三条関係〕	4
○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）	〔第四条関係〕	6
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）	〔第五条関係〕	7
○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）	〔第六条関係〕	10
○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	〔第七条関係〕	39
○ 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）	〔第八条関係〕	44
○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）	〔第九条関係〕	45
○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）	〔第十条関係〕	47
○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）	〔第十一条関係〕	49
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	〔第十二条関係〕	50
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）	〔第十三条関係〕	55
○ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	〔第十四条関係〕	57
○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）	〔第十五条関係〕	58
○ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）	〔第十六条関係〕	60
○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）	〔第十七条関係〕	61
○ 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）	〔第十八条関係〕	63
○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）	〔第十九条関係〕	65

○	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）	〔第二十条関係〕	66
○	地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）	〔第二十一条関係〕	69
○	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）	〔第二十二条関係〕	71
○	国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十四号）	〔第二十三条関係〕	72
○	国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第一百七十七号）	〔第二十四条関係〕	73
○	農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第四百十五号）	〔第二十五条関係〕	74
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	〔第二十六条関係〕	77
○	スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）	〔第二十七条関係〕	87
○	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）	〔第二十八条関係〕	88
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	〔第二十九条関係〕	90
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	〔第三十条関係〕	92
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	〔第三十一条関係〕	94
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	〔第三十二条関係〕	96
○	国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）	〔第三十三条関係〕	98
○	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校のエデュケーション職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）		105
○	〔第三十四条関係〕		105
○	国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）	〔第三十五条関係〕	106
○	研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）	〔第三十六条関係〕	109
○	消費税法（昭和六十三年法律第八号）	〔第三十七条関係〕	111
○	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）	〔第三十八条関係〕	113
○	大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）	〔第三十九条関係〕	114
○	財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）	〔第四十条関係〕	118

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）	〔第四十一条関係〕	120
○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）	〔第四十二条関係〕	121
○ 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）	〔第四十三条関係〕	124
○ 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）	〔第四十四条関係〕	125
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）	〔第四十五条関係〕	131
○ 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十号）	〔第四十六条関係〕	133
○ 放送大学学園法（平成十四年法律第五百十六号）	〔第四十七条関係〕	134
○ 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第 号）	〔第四十八条関係〕	135
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	〔第四十九条関係〕	137
○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）	〔第五十条関係〕	139
○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）	〔第五十一条関係〕	141

附則関係

○ 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律（昭和三十年法律第八十五号）	〔附則第九条関係〕	147
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	〔附則第十条関係〕	149
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）	〔附則第十一条関係〕	152
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）	〔附則第十二条関係〕	154
○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）	〔附則第十三条関係〕	156

改 正 案	現 行
第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。 2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。 第六十八条の二 （略） 2 （略） 3 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。 一・二 （略） 4 （略）	第二条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。 2 （同上） 第六十八条の二 （略） 2 （略） 3 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。 一・二 （略） 4 （略）

第八十七条の二 この法律（第五十三条及び第六十六条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第五十三条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第六十六条ただし書に規定する組織を含むものとする。

第八十七条の二 この法律（第五十三条及び第六十六条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び国立学校設置法並びに当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第五十三条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第六十六条ただし書に規定する組織を含むものとする。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）〔第四条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条 市町村の教育委員会、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u> （第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校）の長は、採択した教科 書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。 2 （略）	第七条 市町村の教育委員会、<u>国立及び私立の学校</u>の長は、採択した教科 書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。 2 （略）

改 正 案	現 行
第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第九条の二を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設	第三条 （同上） 2 （同上） 3 （同上）

の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校であるときは当該大学の学長、その他の国立学校又は公立若しくは私立の高等専門学校であるときは当該学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、同項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 (略) 6 (略)	第八条の二 国立大学の学長その他第三条第四項に規定する者は、同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある営業の施設の構造設備が同条第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内において第四条第三項の規定に違反した場合において、当該施設の清純な施設環境が著しく害されていると認めるときは、前二条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。
5 (略) 6 (略)	第八条の二 (同上)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 任免、給与、分限及び懲戒 第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条） 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条） 第三節 教育長及び専門的教育職員（第十五条・第十六条） 第三章 服務（第十七条―第二十条） 第四章 研修（第二十一条―第二十五条） 第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条） 第六章 職員団体（第二十九条） 第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十六条） 附則 第一章 総則 （この法律の趣旨） 第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 任免、分限、懲戒及び服務（第四条―第十八条） 第一節 大学の学長、教員及び部局長（第四条―第十二条） 第二節 大学以外の学校の校長及び教員（第十三条―第十五条） 第三節 教育長及び専門的教育職員（第十六条―第十八条） 第三章 研修（第十九条―第二十条の四） 第四章 大学院修学休業（第二十条の五―第二十条の八） 第五章 雑則（第二十一条―第二十二条の二） 附則（第二十三条―第三十三条） 第一章 総則 （この法律の趣旨） 第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び

服務及び研修等について規定する。

(定義)

第二条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校であつて同法第二条に定める公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。)をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学(公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。)の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 この法律で「評議会」とは、大学に置かれる会議であつて当該大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成するものをいう。

5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

研修について規定する。

(定義)

第二条 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校で、同法第二条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十条の二第二項を除き、以下同じ。)をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 この法律で「評議会」とは、国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成する会議をいう。

5 (同上)

(削除)

第二章 任免、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第三条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会の議に基づき学長が行う。

(身分)

第三条 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は国家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。

(転任)

第四条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

2 評議会及び学長は、前項の審査を行うに当たつては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 評議会及び学長は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 評議会及び学長は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長が定める。

(降任及び免職)

第五条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免

6 (同じ。)の議に基づき学長が行う。
(同上)

(転任)

第五条 (同上)

(降任及び免職)

第六条 (同上)

職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第六条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、評議会の議に基づき学長が定める。

(任期)

第七条 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

(削除)

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第七条 (同上)

(任期)

第八条 (同上)

(定年)

第八条の二 国立大学の教員に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「評議会の議に基づき学長が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用され

(定年)

第八条 大学の教員に対する地方公務員法第二十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 大学の教員については、地方公務員法第二十八条の二第三項及び第二十八条の三の規定は、適用しない。

3 大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八条の四から第二

る職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2 国立大学の教員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 国立大学の教員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

第八条の三 公立大学の教員に対する地方公務員法第二十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 公立大学の教員については、地方公務員法第二十八条の二第三項及び第二十八条の三の規定は、適用しない。

3 公立大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八条の四から第二

十八条の六までの規定の適用については、同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項並びに第二十八条の六第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八条の四第二項（同法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

（懲戒）

第九条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（任命権者）

第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

（削除）

第二十八条の六までの規定の適用については、同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項並びに第二十八条の六第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八条の四第二項（同法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

（懲戒）

第九条 （同上）

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（任命権者）

第十条 （同上）

（服務）

第十一条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第百五條まで又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十

九号)に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に関し必要な事項は、第二十一条の四第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

(勤務成績の評定)

第十二条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十三条 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部科学大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

2 文部科学大臣は、前項の選考の権限を校長に委任することができる。

(削除)

第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

(削除)

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第四十條に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第二十二條第一項（前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同条同項の規定は適用しない。

(校長及び教員の給与)

第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

2| 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号

(条件附任用)

第十三條の二 国立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る国家公務員法第五十九條第一項に規定する採用については、同項中「六月を下らない期間」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2| 公立の小学校等の教諭等に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

3| (同上)

(新設)

（第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員
二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

（休職の期間及び効果）

第十四条 公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

（削除）

第三節 教育長及び専門的教育職員

（採用及び昇任の方法）

第十五条 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その

（休職の期間及び効果）

第十四条 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

2 （同上）

第十五条 削除

第三節 教育長及び専門的教育職員

（採用及び昇任の方法）

第十六条 （同上）

選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

（教育長の給与等）

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで（条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

（削除）

第三章 服務

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

（教育長の給与等）

第十七条 （同上）

第十八条 削除

（新設）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

（大学の学長、教員及び部局長の服務）

第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に関し必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

（勤務成績の評定）

第二十条 大学の学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第四章 研修

(研修)

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という

第三章 研修

(研修)

第十九条 （同上）

(研修の機会)

第二十条 （同上）

(初任者研修)

第二十条の二 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一

。の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(十年経験者研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとし

項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 (同上)

(十年経験者研修)

第二十条の三 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間（私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 (同上)

3 (同上)

(研修計画の体系的な樹立)

第二十条の四 (同上)

て樹立されなければならない。

第五章 大学院修学休業

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の教諭、養護教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は養護教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最

第四章 大学院修学休業

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十條の五 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十條の七第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は養護教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最

低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業の効果)

第二十七条 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 (同上)

(大学院修学休業の効果)

第二十條の六 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師は、国家公務員又は地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 (同上)

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十條の七 (同上)

(削除)

第六章 職員団体

(削除)

(削除)

(退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱い)

第二十条の八 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定の適用については、大学院修学休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

第五章 雑則

(兼職及び他の事業等の従事)

第二十一条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けしないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第一条第一項の規定に基づく命令又は同法第百四条の規定による承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(国立大学及び国立高等専門学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例)

第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独

(削除)

立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、適用しない。

2| 前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（公立学校の教育公務員の職階制）

第二十一条の三 職階制は、国立学校の教育公務員の例に準じて、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

(削除)

(公立学校の職員の職員団体)

第二十九条 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

(削除)

第二十一条の四 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第一百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

(公立学校の職員の職員団体)

第二十一条の五 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国立学校の

職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

（教育公務員以外の者に対するこの法律の準用）

第二十二條 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者、文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの並びに国立学校設置法第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関の長（同法第三章の三に規定する機関に置かれる研究所で政令で定めるものの長を含む。）並びにその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに国立又は公立の専修学校又は各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

（削除）

第二十二條の二 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第四条第一項及び第五項、第七条、第八条の二第一項及び第二項、第十九条、第二十条並びに第二十一条の規定中国立大学の教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、第四条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ。）の議に基づき学長」とあり、並びに第七条及び第八条の二第一項中「評議会の議に基づき学長」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例

(教員の職務に準ずる職務を行う者等に対するこの法律の準用)

第三十条 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の専修学校又は各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

(研究施設研究教育職員等に関する特例)

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの(以下この章において「研究施設」という。)の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者(以下この章において「研究施設研究教育職員」という。)に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が

立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。)については、前項に規定するもののほか、第二十一条の二の規定中国立大学の教員に関する部分の規定を準用する。

(新設)

(新設)

定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2| 研究施設研究教育職員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3| 研究施設研究教育職員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の服務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第百五条まで又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条 前条に定める者は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2| 前項の場合においては、国家公務員法第一百一条第一項の規定に基づく命令又は同法第百四条の規定による承認又は許可を要しない。

（新設）

（新設）

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十

（新設）

一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。

以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条

（新設）

第一項、第二項及び第五項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条並

びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六条及び第二十条第二項中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

（独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用）

第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第三条第一項及び第五項、第六条、第二十一条並びに第二十二条の規定（これらの規定のうち、大学の教員に関する部分に限る。）並びに第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定を準用する。この場合において、第三条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」とあり、第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一条第一項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2| 独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるもの

（新設）

を除く。)については、前項に規定するもののほか、第三十四条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第三十七条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し、又はてい触すると認められるに至つた場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。

(削除)

附 則

(施行期日)

第二十三条 (同上)

(旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用)

第二十四条 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の大学の学長(数個の学部を置く大学にあつては総長。以下同じ。)、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大学以外の国立又は公立の学校の校長及び教員に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の中等学校、盲学校及び聾唖学校の校長及び教員に準用する。

(削除)

第二十五条 削除

(削除)

(分限、懲戒及び服務)

第二十五条の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この条及び第二十五条の三において同じ。）の職員の分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条又は第三十八条に規定する条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法第三十八条に規定する人事委員会規則を含む。）で定めるものとされている事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

(削除)

(不利益処分に関する審査機関)

第二十五条の三 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校の職員に対する不利益処分に関する審査については、地方公務員法第四十九条第四項及び第五十条に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第五十一条の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされている事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

(削除)

第二十五条の四 削除

(削除)

第二十五条の五 公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。

2 公立の養護学校の教職員の給与の種類及びその額は、当分の間、当該養護学校の存する都道府県内の公立の盲学校又は聾学校の教職員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。

(従前の規定による休職者等の取扱)

第二十六条 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、第七条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七条 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四条第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

第二十八条及び第二十九条 削除

(この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱)

第三十条 この法律施行の際、現に国立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。

第三十一条 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部

(恩給法の準用)

第三十八条 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号

第十九条に規定する公務員又は準公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合(その公務員又は準公務員が引き続き同法第十九条に規定する公務員若しくは準公務員又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引き続き公立の学校の職員となつた場合を含む。)には、同法第二十二条に規定する教育職員又は準教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいう。

一 公立の大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手又は公立の高等専門学校の校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手

二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭

三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護

教諭

(恩給法の準用)

第三十二条 (同上)

局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教育職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相当する職についたものとする。

四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師

五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

3 第一項の規定を適用する場合には、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二条第二項に規定する準教育職員とみなす。

(旧恩給法における養護助教諭の取扱)

第三十九条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二条第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれていたものとする。

(削除)

(旧恩給法における養護助教諭の取扱)

第三十二条の二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二条第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれていたものとする。

（教育委員会の置かれていない市町村の社会教育主事に関する規定の読替）

第三十三条 教育委員会の置かれていない市（特別区を含む。以下同じ。

）町村の社会教育主事については、第十六条第一項及び第四項並びに第十九条第二項中「当該教育委員会の教育長」又は「当該教育委員会」とあるのは、「当該市町村の長」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（以下教員という。）をいう。 2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。 （証明書の発行） 第七条 大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。 2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法	（定義） 第二条 （同上） 2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立又は公立の学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校の教員にあつては文部科学大臣、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。 （証明書の発行） 第七条 （同上） 2 国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律

律第二百七十号) 第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。) の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長(幼稚園の園長を含む。)の意見を聞かなければならない。

(効力等)

第九条 普通免許状は、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下本条中同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を

第二百七十号) 第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。) の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立又は公立の学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長(幼稚園の園長を含む。)の意見を聞かなければならない。

(効力等)

第九条 普通免許状は、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立又は公立の学校の場合を除く。以下本条中同じ。)において効力を有する。

2 (同上)

3 (同上)

(失効)

第十条 (同上)

一 (同上)

二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 (同上)

免許管理者（当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。

（取上げ）

第十一条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

附 則

1～4 （略）

5 第六条第二項別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教

（取上げ）

第十一条 私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

附 則

1～4 （略）

5 （同上）

諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。(附則第九項の表の場合においても同様とする。)

二 (略)

6
17 (略)

別表第三(第六条関係)

第二欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。(附則第九項の表の場合においても同様とする。)

二 (略)

6
17 (略)

別表第三(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考

一 (略)

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。

三〇十 (略)

備考

一 (略)

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。

三〇十 (略)

改正案	（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与） 第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。	<table><tr><th>番号</th><th>上欄</th><th>下欄</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	番号	上欄	下欄	(略)			備考 この表中「実務証明責任者」とは、<u>学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第二項に規定する所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。</u>	2 (略)
番号	上欄	下欄								
(略)										
現行	（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与） 第二条 （同上）	<table><tr><th>番号</th><th>上欄</th><th>下欄</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	番号	上欄	下欄	(略)			備考 この表中「実務証明責任者」とは、<u>国立又は公立の学校の教員にあつては免許法第二条第二項に規定する所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。</u>	2 (略)
番号	上欄	下欄								
(略)										

改 正 案	現 行
（適用範囲） 第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下この章及び第五十二条において同じ。）又は公立学校（この章中以下「学校」という。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。 （学校施設の利用） 第四十四条 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。 （社会教育の講座）	（適用範囲） 第四十三条 社会教育のためにする国立又は公立の学校（この章中以下「学校」という。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。 （学校施設の利用） 第四十四条 （同上） 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては文部科学大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。 （社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、公立学校の管理機関はそれぞれ の管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に 応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用 による社会教育のための講座の開設を求めることができる。 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学 術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的 学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開 設する。 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校におい て開設する。 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予 算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。	第四十八条 学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、そ の教員組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講 座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設 を求めることができる。 2 (同上) 3 (同上) 4 (同上)
(認定手数料) 第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内におい て文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、 国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。	(認定手数料) 第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内におい て文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、 国立又は公立の学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校で、公立のものをいう。 2 （略） 3 この政令において「管理者」とは、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。 （損失補償） 第二十二条 学校を設置した地方公共団体は、第四条の規定による学校施設の返還又は第十五条の規定による工作物その他の物件の移転に因つて生ずる損失を補償する。 2 前項の規定により補償すべき損失は、学校施設の返還又は工作物その他の物件の移転に関する処分により通常生ずべき損失とする。 3 第一項の規定により補償を受けるべき者は、権原に基いて学校施設を占有した者及び権原に基き占有された学校施設にあつた工作物その他の物件につき権利を有する者に限る。	（定義） 第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校で、<u>国立及び公立のものをいう。</u> 2 （略） 3 この政令において「管理者」とは、<u>国立学校にあつては文部科学大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</u> （損失補償） 第二十二条 学校を設置した<u>国又は地方公共団体</u>は、第四条の規定による学校施設の返還又は第十五条の規定による工作物その他の物件の移転に因つて生ずる損失を補償する。 2（7）（同上）

4 第一項の規定による補償は、補償を受けるべき者から請求があつた場合に限り、行うものとする。 5 第一項の規定による補償金額は、管理者が決定する。 6 第十一条の規定に違反した者に対しては、補償の一部又は全部をしないことができる。 7 前各項に規定するものを除くほか、第一項の規定による損失補償に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。	(増額の訴え) 第二十三条 前条第五項の補償金額の決定に不服のある者は、決定のあつたことを知つた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。 2 前項の訴えにおいては、地方公共団体を被告とする。
	(増額の訴) 第二十三条 前条第五項の補償金額の決定に不服のある者は、決定のあつたことを知つた日から三箇月以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。 2 前項の訴においては、国又は地方公共団体を被告とする。

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律
 (昭和二十五年法律第六十二号)〔第十一条関係〕

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(各特別会計からの繰入れ) 第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計(以下「各特別会計」という。)から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。	(各特別会計からの繰入れ) 第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、国立学校特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計(以下「各特別会計」という。)から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

改 正 案	現 行
（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 一 国、独立行政法人（その資本の額若しくは出資金額の全部が国より出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限る。以下「非課税独立行政法人」という。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、日本郵政公社並びに日本育英会 二 （略） 2 （略） （事業税の非課税の範囲）	（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 一 国、独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限る。以下「非課税独立行政法人」という。）、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、日本郵政公社並びに日本育英会 二 （略） 2 （略） （事業税の非課税の範囲）

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び地方開発事業団その他政令で定める公共団体

二 法人税法別表第一第一号に規定する独立行政法人

二の二 国立大学法人等

三〽五 (略)

2・3 (略)

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 (略)

(自動車税の非課税の範囲)

第四百四十六条 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、自動車税を課することができない。

2 (略)

(鉦区税の非課税の範囲)

第七百七十九条 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び地方開発事業団その他政令で定める公共団体

二 法人税法別表第一第一号に規定する独立行政法人

(新設)

三〽五 (略)

2・3 (略)

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の三 道府県は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 (略)

(自動車税の非課税の範囲)

第四百四十六条 道府県は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、自動車税を課することができない。

2 (略)

(鉦区税の非課税の範囲)

第七百七十九条 道府県は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市

びに都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合に対しては、鉦区税を課することができない。

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、日本郵政公社並びに日本育英会

二 (略)

2 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

25 (略)

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)及び国立大学法人等が所有する固定資産(当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)に対しては、固定資産税を課することができない。

町村、特別区及びこれらの組合に対しては、鉦区税を課することができない。

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、日本郵政公社並びに日本育英会

二 (略)

2 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

25 (略)

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)に対しては、固定資産税を課することができない。

7・8 (略)

(軽自動車税の非課税の範囲)

第四百四十三条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 (略)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。

2・4 (略)

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2・3 (略)

7・8 (略)

(軽自動車税の非課税の範囲)

第四百四十三条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 (略)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。

2・4 (略)

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 道府県は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2・3 (略)

(都市計画税の非課税の範囲) 第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、都市計画税を課することができない。 2 (略)	(都市計画税の非課税の範囲) 第七百二条の二 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、都市計画税を課することができない。 2 (略)
(水利地益税等の非課税の範囲) 第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び日本郵政公社に対しては、水利地益税及び共同施設税を課することができない。 2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、宅地開発税を課することができない。	(水利地益税等の非課税の範囲) 第七百四条 地方団体は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び日本郵政公社に対しては、水利地益税及び共同施設税を課することができない。 2 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、宅地開発税を課することができない。

改 正 案	現 行
（平均給与額） 第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。 一・二 （略） 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二条第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特地勤務手当（同法第十三条の三の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員に	（平均給与額） 第四条 （同上） 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二条第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特地勤務手当（同法第十三条の三の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当、<u>定時制通信教育手当</u>、<u>産業教育手当</u>及び国際平和協力手当を加え

あつては、人事院規則で定める給与とする。

3ゝ5 (略)

(在外公館に勤務する職員等の特例)

第二十条の三 在外公館に勤務する職員、公務で外国旅行中の職員又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

ることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3ゝ5 (略)

(在外公館に勤務する職員等の特例)

第二十条の三 在外公館若しくは国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関に置かれる観測所でアメリカ合衆国のハワイ島に所在するものに勤務する職員、公務で外国旅行中の職員又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

改 正 案	現 行
（実験実習により生ずる収益） 第四条 地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。	（実験実習により生ずる収益） 第四条 国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

改 正 案	現 行
（削除） 第九条の三 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。ただし、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一を超えるときは、この限りでない。 第九条の四 国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前条の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七条第	（交換の特例） 第九条の三 文部科学大臣は、国立大学の施設を効率的に運営するため、当該国立大学の施設を集合整備する必要があると認められるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定にかかわらず、当該国立大学の施設を、その用途を廃止して地方公共団体その他の者の所有する施設と交換することができる。ただし、交換に係る施設の価額の差額がその高価なものの価額の四分の一を超えるときは、この限りでない。 第九条の四 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合の外、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。但し、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一をこえるときは、この限りでない。 第九条の五 国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前二条の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七条

三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九条の三の規定により」と読み替えるものとする。

第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九条の三又は第九条の四の規定により」と読み替えるものとする。

○ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）〔第十六条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の任務） 第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一 （略） 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。 三 （略）	（国の任務） 第七条 （同上） 一 （略） 二 学校図書館（<u>国立学校の学校図書館を除く。</u>）の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。 三 （略）

○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）〔第十七条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当） 第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、教頭、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。 一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。） 二 前号に規定する高等学校の実習助手（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）であつて、その技術が優秀と認められるものとして政令で定める者	（国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当） 第五条 国立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者に限る。）及び政令で定める実習助手に限る。以下同じ。）には、その者の俸給月額に百分の十（俸給の特別調整額を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の八を超えない範囲内において文部科学大臣がそれぞれ定める割合）を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。 3 第一項の定時制通信教育手当に関し必要な事項は、文部科学大臣が定

(削除)	める。この場合においては、文部科学大臣は、人事院の意見を聴かなければならない。 (公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当) 第六条 公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として定めるものとする。
(削除)	第七条 削除
(公立学校の設備等についての国の補助) 第六条 (略)	(公立学校の設備等についての国の補助) 第八条 (略)
(私立学校の設備についての国の補助) 第七条 (略)	(私立学校の設備についての国の補助) 第九条 (略)
(政令への委任) 第八条 (略)	(政令への委任) 第十条 (略)

○ 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）〔第十八条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国及び都道府県が行う就学奨励） 第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、これらの学校への就学のため必要な経費のうち、これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、これらの学校の高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。 一 教科用図書の購入費 二 学校給食費 三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費 四 学校附設の寄宿舍居住に伴う経費 五 修学旅行費	（国及び都道府県が行う就学奨励） 第二条 （同上）

六 学用品の購入費

2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である盲学校、聾ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

(経費の支給)

第三条 前条第一項又は第四項の規定により国又は都道府県が支弁する経費は、当該児童又は生徒の就学する学校の校長に対して交付するものとする。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、金銭をもつて当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対して支給しなければならない。ただし、政令で定める特別の事情があるときは、現物をもつて支給することができる。

2 (同上)

3 (同上)

4 国は、国立の盲学校、聾ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

(経費の支給)

第三条 前条第一項の規定により都道府県が支弁する経費は、当該児童又は生徒の就学する学校の校長に対して交付するものとする。

2 (同上)

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）〔第十九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（処罰の請求） 第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。 一 国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該国立大学の学長 二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会 三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事 2 前項の請求の手続は、政令で定める。	（処罰の請求） 第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。 一 国立の義務教育諸学校にあつては、当該学校が附属して設置される国立大学（当該学校が国立大学の学部^に附属して設置される場合には、当該国立大学）の学長 二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会 三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事 2 前項の請求の手続は、政令で定める。

○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）〔第二十条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この法律は、公立の学校に勤務する女子教職員が出産する場合における当該学校の教職員の職務を補助させるための教職員の臨時的任用等に関し必要な事項を定め、もつて女子教職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保すること等を目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。） 、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。	（目的） 第一条 この法律は、<u>国立又は公立</u>の学校に勤務する女子教職員が出産する場合における当該学校の教職員の職務を補助させるための教職員の臨時的任用等に関し必要な事項を定め、もつて女子教職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保すること等を目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。） 、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。

(公立の学校等における教職員の臨時的任用)

第三条 公立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間とし、条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めるときは、当該期間とする。）前の日から産後八週間（条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、二十二週間とし、条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を補助させるため、校長以外の教職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教職員の出産に際しその勤務する学校の教職員の職務を補助させることができるような特別の教職員がある場合において、任命権者が、当該教職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時的任用は、行なうことを要しない。

3 前二項の規定は、公立の学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。

(国立又は公立の学校等における教職員の臨時的任用)

第三条 国立又は公立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）前の日から産後八週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、二十二週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を補助させるため、校長以外の教職員を臨時的に任用するものとする。

2 (同上)

3 前二項の規定は、国立又は公立の学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四条 前条の規定による臨時的任用については、地方公務員法第二十二
条第二項から第五項までの規定は適用しない。

(公立学校以外の学校において講ずべき措置)

第五条 公立学校以外の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる
場合においては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間（多胎妊娠
の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過する日まで
の期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起
算して十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、二十二週間）を経過する
日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員
の職務を補助させるため、校長以外の教職員を任用するように努めなけ
ればならない。

(適用除外)

第四条 前条の規定による臨時的任用については、国家公務員法第六十条
第一項から第三項まで及び地方公務員法第二十二條第二項から第五項ま
での規定は適用しない。

(私立の学校において講ずべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合にお
いては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合に
あつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過する日までの期間又
は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十
四週間（多胎妊娠の場合にあつては、二十二週間）を経過する日までの
期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を
補助させるため、校長以外の教職員を任用するように努めなければなら
ない。

○ 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）〔第二十一条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条 地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員を退職させる場合（市町村立学校職員については、その定数に関する都道府県の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基づいて退職させる場合）においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五条ただし書の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。 2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日	（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条 （同上） 2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、国民

本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

○ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）〔第二十二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村に対する交付金又は納付金の納付） 第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。 一 五 （略） 二 四 （略） 5 国は、<u>独立行政法人又は国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。）</u>に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。 6 （略）	（市町村に対する交付金の交付又は納付金の納付） 第二条 （同上） 一 五 （略） 二 四 （略） 5 国は、独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。 6 （略）

改 正 案	現 行
（延滞金に関する特則） 第三十三条 国の債権（利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。）に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。 2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時まで^に附される延滞金の額（その時まで^に徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。 3 国が設置する^{教育施設}の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時まで^に付される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。	（延滞金に関する特則） 第三十三条 （同上） 2 （同上） 3 国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時まで^に附される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

○ 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）〔第二十四条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律</u> 公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。	<u>国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律</u> <u>国立又は公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員（文部科学事務官である者又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</u>

○ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律
 (昭和三十三年法律第四百十五号)〔第二十五条関係〕

(傍線の部分は改正部分)

改正案

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)における農業、水産、工業(電波を含む。)又は商船に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第五条の規定の趣旨に基づき、公立の高等学校において農業、水産、工業(電波を含む。)又は商船に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)を

現行

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)における農業、水産、工業(電波を含む。)又は商船に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第五条の規定の趣旨に基づき、国立又は公立の高等学校において農業、水産、工業(電波を含む。)又は商船に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法(昭和二十

いう。

(公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる産業教育手当は、公立の高等学校の教員及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く公立の高等学校の教員のうち高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担任する教諭の職にあることができる者を含む。)であつて、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任するもの

二 前号に規定する高等学校の実習助手のうちその技術が優秀と認められるものとして政令で定める者であつて、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助けるもの

十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。

(国立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当)

第三条 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く国立の高等学校の教員で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の俸給月額百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項に規定する国立の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては

(削除)

、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する産業教育手当は、支給しない。

4 第一項及び第二項の産業教育手当に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。この場合においては、文部科学大臣は、人事院の意見を聴かなければならない。

(公立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当)

第四条 公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当を基準として定めるものとする。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）〔第二十六条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この法律は、国家公務員等の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、国家公務員等の職務の能率的運営に資することを目的とする。 2 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）及び日本郵政公社（以下「公社」という。）は、</u>前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当	（目的） 第一条 （同上） 2 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>及び日本郵政公社（以下「公社」という。）は、</u>前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。 （定義） 第二条 （同上）

該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二〇七 （略）

二・三 （略）

（設立及び業務）

第三条 各省各庁及び公社ごとに、その所属の職員並びにその所管する独立行政法人及び国立大学法人等の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員

一 職員 （同上）

イ （同上）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二〇七 （略）

二・三 （略）

（設立及び業務）

第三条 各省各庁及び公社ごとに、その所属の職員及びその所管する独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合

共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 5 （略）

（管理）

第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員並びに当該各省各庁の所管する独立行政法人及び国立大学法人等の職員又は公社の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

2 （略）

（役員の欠格条項）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）、独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）、国立大学法人等の役員（非常勤の者を除く。）、公社の役員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二 四 （略）

」という。）を設ける。

2 5 （略）

（管理）

第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員又は公社の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

2 （略）

（役員の欠格条項）

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）、独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）、公社の役員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二 四 （略）

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁並びに当該各省各庁の所管する独立行政法人及び国立大学法人等又は公社の職員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(給付の決定及び支払)

第四十一条 (略)

2 組合は、給付の原因である事故が公務(特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の業務を含む。以下同じ。)又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国又は公社の負担金をもつて充てる。

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する独立行政法人又は公社の職員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(給付の決定及び支払)

第四十一条 (略)

2 組合は、給付の原因である事故が公務(特定独立行政法人以外の独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 (同上)

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用
国又は公社の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国又は公社の負担金百分の百

3ゝ4 （略）

5 専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（独立行政法人又は国立大学法人等の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第一号から第二号

3ゝ4 （略）

5 専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「

まで及び第四号中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 独立行政法人又は国立大学法人等の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国又は公社の負担金」とあるのは、「独立行政法人又は国立大学法人等の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 独立行政法人又は国立大学法人等の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び独立行政法人又は国立大学法人等の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「独立行政法人又は国立大学法人等の負担金」と、同項第四号中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「独立行政法人又は国立大学法人等の負担金」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国又は公社の負担金」とあるのは、「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国又は公社の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、公社又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならぬ。

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国、独立行政法人、国立大学法人等又は公社は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、独立行政法人、公社又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならぬ。

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国、独立行政法人又は公社は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に

使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九

使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員

条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

25 (略)

附則

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 連合会は、第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付(第五十条に規定する短期給付を除く。)の掛金(介護納付金に係るものを含む。)に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2 連合会が前項の規定により行う交付金の交付の事業に要する費用のうち、財務大臣が定める基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用は、組合からの連合会に対する特別拠出金をもつて充てるものとする。

3 連合会が第一項の規定により行う事業に要する費用(前項の規定により特別拠出金をもつて充てられる費用を除く。)は、次に掲げる調整拠出金又は預託金の運用収入をもつて充てるものとする。

一 組合からの連合会に対する調整拠出金

二 組合からの連合会に対する預託金の運用収入

4 組合は、政令で定めるところにより、第二項の特別拠出金若しくは前

団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

25 (略)

附則

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

項第一号の調整拠出金を連合会に拠出し、又は短期給付に係る業務上の 余裕金のうちから同項第二号の預託金を連合会に預託するものとする。 5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は 、国、独立行政法人、国立大学法人等、公社若しくは職員団体又は組合 若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。 6 10 （略）	5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は 、国、独立行政法人、公社若しくは職員団体又は組合若しくは連合会が 、政令で定めるところにより、負担するものとする。 6 10 （略）
--	--

改 正 案	現 行
（学校施設の利用） 第十三条 <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u> 第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設（設備を含む。）の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。	（学校施設の利用） 第十三条 <u>国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</u> 2 （同上）

改 正 案	現 行
（教科用図書の無償給付） 第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。 （教科用図書の給与） 第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。 2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。	（教科用図書の無償給付） 第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、<u>国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く。）</u>の設置者に無償で給付するものとする。 （教科用図書の給与） 第五条 <u>公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、</u>第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。 2 国は、<u>第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書を、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。</u> 3 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、<u>前二項の規定にかかわらず、</u>文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）〔第二十九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案						別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一次の表に掲げる法人
名称	根拠法	（略）	国民年金基金	国民年金基金連合会	国立大学法人	
（略）	（略）	（略）	国民年金法	国立大学法人法（平成十五年法律第号）	財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	
現 行						別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一次の表に掲げる法人
名称	根拠法	（略）	国民年金基金	国民年金基金連合会	財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	
（略）	（略）	（略）	国民年金法	国民年金基金連合会	財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	

二 (略)	(略)	地域振興整備公団	大学共同利用機関法人	損害保険料率算出団体	(略)
	(略)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	国立大学法人法	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)	(略)
二 (略)	(略)	地域振興整備公団	損害保険料率算出団体	(略)	
	(略)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)	(略)	

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）〔第三十条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案						別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一次の表に掲げる法人
名称	根拠法	(略)	国民生活金融公庫	国立大学法人	社会保険診療報酬支払基金	
(略)	(略)	(略)	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	国立大学法人法（平成十五年法律第号）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	
現行						別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一次の表に掲げる法人
名称	根拠法	(略)	国民生活金融公庫	社会保険診療報酬支払基金	(略)	
(略)	(略)	(略)	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	(略)	

二 (略)	(略)	地域振興整備公団	大学共同利用機関法人	水害予防組合連合	水害予防組合
	(略)	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	国立大学法人法	水害予防組合連合 十号	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
二 (略)	(略)	地域振興整備公団	地域振興整備公団	水害予防組合連合	水害予防組合
	(略)	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	水害予防組合連合 十号	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）

(傍線の部分は改正部分)

- 94 -

	(略)	地域振興整備公団	大学共同利用機関法人
	(略)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	国立大学法人法
年法律第八十八号)			
	(略)	地域振興整備公団	地域振興整備公団
	(略)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
年法律第八十八号)			

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）〔第三十二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案							別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）	現行
名称	根拠法	(略)	国民生活金融公庫	国立大学法人	住宅金融公庫	(略)		
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律五十六号）	(略)	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	国立大学法人法（平成十五年法律第号）	住宅金融公庫	(略)	別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）	現行
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律五十六号）	(略)	住宅金融公庫	国民生活金融公庫	(略)	(略)	別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）	現行
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律五十六号）	(略)	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	(略)	(略)	別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）	現行

	大学共同利用機関法人	地域振興整備公団	(略)
第百三十三号)	国立大学法人法	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	(略)

	地域振興整備公団	(略)
第百三十三号)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	(略)

○ 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）〔第三十三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 （趣旨） 第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 （定義） 第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園をいう。 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 （趣旨） 第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 （定義） 第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園をいう。 2 この法律において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

（教育職員の教職調整額の支給等）

第三条 教育職員（校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給す

（国立の義務教育諸学校の教育職員の教職調整額の支給等）

第三条 国立の義務教育諸学校等の教育職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）別表第六の教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける者に限る。第三項及び第七条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの俸給表の一級又は二級である者には、その者の俸給月額額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

3 国立の義務教育諸学校等の教育職員（俸給の特別調整額を受ける者を除く。第七条において同じ。）については、給与法第十六条及び第十七条の規定は、適用しない。

(削除)

(削除)

(教職調整額を俸給とみなして適用する法令)

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同項の教職調整額は、俸給とみなす。

一 給与法(第十一条の三、第十一条の六、第十一条の七、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の四、第十九条の七及び第二十三条の規定に限る。)

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)

三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)

五 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第四十五号)

六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

七 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)

第五条 削除

(人事院の勧告)

(削除)

第六条 第三条及び第四条の規定の改正に関する事項は、給与法第二条第三号の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

(削除)

(国立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第七条 国立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定による勤務時間をいう。次項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、文部科学大臣が人事院と協議して定める場合に限るものとする。この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

2 次に掲げる日において前項の教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合も、同項と同様とする。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

二 給与法第十七条の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等）

第八条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、第三条及び第四条に規定する国立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する事項を基準として教職調整額の支給その他の措置を講じなければならない。

(削除)

(教職調整額を給料とみなして適用する法令)

第四条 前条の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同条の教職調整額は、給料とみなす。

一 地方自治法

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)

三 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)

五 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)

六 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)

(教育職員に関する読替え)

第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)」とあるのは「別表第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一

(教職調整額を給料とみなして適用する法令)

第九条 前条の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同条の教職調整額は、給料とみなす。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)

三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

四 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)

六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)

七 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)

(公立の義務教育諸学校等の教育職員に関する読替え)

第十条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)」とあるのは「別表第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」と

項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

3 第一項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中

あるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第十一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。）を正規の勤務時間（勤務時間法第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を超えて勤務させる場合は、国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として条例で定める場合に限るものとする。次に掲げる日において当該教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合も、同様とする。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に相当する日

二 給与法第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

に勤務させる場合について準用する。 一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に相当する日 二 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）	
--	--

○ 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）〔第三十四条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（優遇措置） 第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。 （削除） 附 則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇措置について、財政上、計画的にその実現に努めるものとする。 （削除）	（優遇措置） 第三条 （同上） （人事院の勧告） 第四条 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行なわなければならない。 附 則 1 （同上） 2 （同上） 3 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である第三条の教育職員について、遅くとも昭和四十九年一月一日から同条に定める優遇措置の計画的実現のための給与の改善が行なわれるように必要な勧告をしなければならぬ。

○ 国立又は公立の大学における外国人数員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）〔第三十五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公立の大学等における外国人数員の任用等に関する特別措置法 （目的） 第一条 この法律は、公立の大学等において外国人を教授等に任用することとができることとするにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。 （外国人の公立の大学の教授等への任用等） 第二条 公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。 2 前項の規定により任用された教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。 3 第一項の規定により任用される教員の任期については、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議	国立又は公立の大学における外国人数員の任用等に関する特別措置法 （目的） 第一条 この法律は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することとができることとするにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。 （外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等） 第二条 国立又は公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。 2 前項の規定により任用された教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。 3 第一項の規定により任用される教員の任期については、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議

会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき学長の定めるところによる。

（削除）

（外国人の独立行政法人大学入試センターの職員への任用等）

第三条 独立行政法人大学入試センターにおいては、外国人を、大学の教員に相当する職員又は独立行政法人大学入試センターの運営に関する重要事項について独立行政法人大学入試センターの理事長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。

2 第二条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、同条第三項中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない

会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき学長の定めるところによる。

（外国人の大学共同利用機関等の職員への任用等）

第三条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関においては、外国人を国立の大学の教員に相当するこれらの機関の職員又は当該機関の運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、同条第三項中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき学長」とあるのは、「文部科学省令で定めるところにより任命権者」と読み替えるものとする。

（外国人の独立行政法人大学入試センターの職員への任用等）

第四条 前条第一項の規定は、独立行政法人大学入試センターについて準用する。

2 第二条第三項の規定は、前項において準用する前条第一項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、第二条第三項中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定

大学にあつては、教授会」の議に基づき学長」とあるのは、「独立行政
法人大学入試センターの理事長」と読み替えるものとする。

（解釈規定）

第四条 前条第一項の規定は、独立行政法人大学入試センターにおいて国
家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第七項に規定する勤
務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げる
ものではない。

する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき
学長」とあるのは、「独立行政法人大学入試センターの理事長」と読み
替えるものとする。

（解釈規定）

第五条 第二条第一項及び第三条第一項（前条第一項において準用する場
合を含む。）の規定は、国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び
独立行政法人大学入試センターにおいて国家公務員法（昭和二十二年法
律第二十号）第二条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究
に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 (略) 3 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき同法別表第六教育職俸給表（一）（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員、同項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律別表第八医療職俸給表（一）（次号において「別表第八」という。）の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表（次号において「任期付職員俸給表」という。）の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項又は第二項の規定に基づ	(定義) 第二条 (略) 3 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき同法別表第六教育職俸給表（一）（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員（<u>教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。</u>）、同項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律別表第八医療職俸給表（一）（次号において「別表第八」という。）の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表（次号において「任期付職員俸給表」という。）の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び

きこれらの規定に規定する俸給表（次号において「任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける職員（次条において「任期付研究員俸給表適用職員」という。）

二・三（略）

勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項又は第二項の規定に基づきこれらの規定に規定する俸給表（次号において「任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける職員（次条において「任期付研究員俸給表適用職員」という。）

二・三（略）

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）〔第三十七条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

別表第三（第三条、第六十条関係） 一次の表に掲げる法人	名称	(略)	国民年金基金	国民年金基金連合会	国立大学法人	財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）
	根拠法	(略)	国民年金法		国立大学法人法（平成十五年法律第号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）
別表第三（第三条、第六十条関係） 一次の表に掲げる法人	名称	(略)	国民年金基金	国民年金基金連合会	財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	(略)
	根拠法	(略)	国民年金法		民法（明治二十九年法律第八十九号）	(略)

二 (略)	(略)	地域振興整備公団	大学共同利用機関法人	損害保険料率算出団体	(略)
	(略)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	国立大学法人法	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)	(略)

二 (略)	(略)	地域振興整備公団	損害保険料率算出団体	
	(略)	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)	

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）〔第三十八条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。 イ、ニ（略） 二（略） 三（略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 試験研究機関等 次に掲げる機関（<u>国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校を除く。</u>）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。 イ、ニ（略） 二（略） 三（略）

○ 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）〔第三十九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 大学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。 二 教員 大学の教授、助教授、講師及び助手をいう。 三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター（次号及び第六条において「大学共同利用機関法人等」という。）並びに独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。 四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員の任用に際して、又は国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、大学共同利用機関法人等若しくは学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）と教員等との労働契	（定義） 第二条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 教員等 教員並びに国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関（第六条において「大学共同利用機関等」という。）並びに独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。 四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員の任用に際して、又は学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）と教員との労働契約において定められた期間であつて、国家公務員である教員等にあつては当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職

約において定められた期間であつて、国家公務員である教員等にあつては当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職（特別職に属する職及び非常勤の職を除く。）に、地方公務員である教員にあつては当該教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職（特別職に属する職及び非常勤の職を除く。）に引き続き任用される場合又は同一の国立大学法人、大学共同利用機関法人等若しくは学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

（公立の大学の教員の任期）

第三条 公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき、当該大学の教員（常時勤務の者に限る。以下この条及び次条において同じ。）について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。

2 公立の大学は、前項の規定により学長が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の教員の任期に関する規則に記載すべき事項及び前項の公表の方法については、文部科学省令で定める。

（国立大学又は私立大学の教員の任期）

（特別職に属する職及び非常勤の職を除く。）に、地方公務員である教員にあつては当該教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職（特別職に属する職及び非常勤の職を除く。）に引き続き任用される場合又は同一の学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

（国立又は公立の大学の教員の任期）

第三条 国立又は公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき、当該大学の教員（常時勤務の者に限る。以下この条及び次条において同じ。）について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。

2 国立又は公立の大学は、前項の規定により学長が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 （同上）

（私立の大学の教員の任期）

第五条 国立大学法人又は学校法人は、当該国立大学法人又は学校法人の設置する大学の教員について、前条第一項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。

2 国立大学法人又は学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。

3 学校法人は、前項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該大学の学長の意見を聴くものとする。

4 国立大学法人又は学校法人は、第二項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

5 第一項の規定により定められた任期は、教員が当該任期中（当該任期が始まる日から一年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものであってはならない。

（大学共同利用機関法人等の職員への準用）

第六条 前条（第三項を除く。）の規定は、大学共同利用機関法人等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。

第五条 学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、前条第一項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。

2 学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。

3 （同上）

4 学校法人は、第二項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

5 （同上）

（大学共同利用機関等の職員への準用）

第六条 第三条及び第四条の規定は、大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「国立又は公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者は」と、同条第二項中「国立又は公立の大学」とあるのは「文部科学大臣」と、「学長」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者」と、第四条第一項中「教育公務員

(大学入試センターの職員への準用)

第七条 第三条及び第四条の規定は、大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき」とあるのは「大学入試センターの理事長は」と、同条第二項中「公立の大学は、前項の規定により学長が」とあるのは「大学入試センターの理事長は、前項の規定により」と、第四条第一項中「教育公務員特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは「その」と、「任期を」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任期を」と読み替えるものとする。

(大学入試センターの職員への準用)

第七条 第三条及び第四条の規定は、大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「国立又は公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき」とあるのは「大学入試センターの理事長は」と、同条第二項中「国立又は公立の大学は、前項の規定により学長が」とあるのは「大学入試センターの理事長は、前項の規定により」と、第四条第一項中「教育公務員特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（文教予算に係る改革の基本方針） 第十六条 政府は、文教予算（学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。）について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点から、義務教育に対する一般会計の負担及び私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制するものとする。	（文教予算に係る改革の基本方針） 第十六条 政府は、文教予算（学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。）について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制するものとする。 （一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標） 第十七条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第三条第二項の規定による一般会計からの繰入金の額が当該各年度の前年度の当初予算における同項の規定による一般会計からの繰入金の額を上回らないようにするものとする。 2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第四条及び第九条の規定による私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金並びに同

びに同法第十条の規定による私立学校に対する国の補助金（私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金に限る。）の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけるこれらの規定による補助金の総額を上回らないようにするものとする。

（その他の事項に係る経費の抑制）

第三十三条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十九条、第三十条及び前条に規定する経費以外の経費（以下この条において「その他の事項に係る経費」という。）の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

法第十条の規定による私立学校に対する国の補助金（私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金に限る。）の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけるこれらの規定による補助金の総額を上回らないようにするものとする。

（その他の事項に係る経費の抑制）

第三十三条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七条、第十四条、第十七条各項、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十九条、第三十条及び前条に規定する経費以外の経費（以下この条において「その他の事項に係る経費」という。）の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）〔第四十一条関係〕

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」という。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。 2 (略)	(定義) 第二条 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の二第二項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」という。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。 2 (略)

改 正 案	現 行
（所掌事務及び権限） 第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項、第四項及び第六項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。 一〇十一 （略） （会長及び委員の任命） 第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（検察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。 2〇4 （略） 第四十条 削除	（所掌事務及び権限） 第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項、第四項及び第六項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項、<u>第四十条第三項及び第五項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。</u> 一〇十一 （略） （会長及び委員の任命） 第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（検察官及び国立大学の教員を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。 2〇4 （略） （教育公務員に関する特例） 第四十条 <u>教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に</u>

規定する教育公務員のうち国立大学の学長、教員及び部局長並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第一項に規定する助手のうち国立大学に置かれる者（以下「特例教育公務員」という。）に係る第七条及び第八条の規定の適用については、「本省審議官級以上の職員」とあるのは、「国立大学の学長及び副学長（一般職給与法別表第十指定職俸給表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるものに限る。）」とする。

2| 第十一条第七号から第十号まで、第二十二条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十二条までの規定は、特例教育公務員には、適用しない。

3| 審査会は、特例教育公務員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、職員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、文部科学大臣を経由して、当該特例教育公務員が所属する大学の管理機関（学長、教員及び助手にあつては国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第七条の三に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）をいい、部局長にあつては学長をいう。以下この条において同じ。）による調査を求めることができる。

4| 前項の大学の管理機関は、同項の調査の結果について、文部科学大臣を経由して、審査会に報告しなければならない。

5| 審査会は、前項の報告により、必要があると認めるときは、文部科学大臣を経由して、第三項の大学の管理機関による懲戒処分に関する教育公務員特例法第九条第一項に規定する審査を求めることができる。

6	特例教育公務員に対する第二十七条第二項の規定の適用については、 「任命権者」とあるのは、「任命権者（任命権が国家公務員法第五十五条第二項の規定に基づき文部科学大臣から委任されている場合にあつては、文部科学大臣を経由して、任命権者）」とする。

○ 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）〔第四十三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（航海訓練所の目的） 第三条 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、商船に関する学部を置く国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。第十条第一号において同じ。）、商船に関する学部を置く国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第 号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第十条第一号において同じ。）、独立行政法人海技大学及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。	（航海訓練所の目的） 第三条 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。

改 正 案	現 行
（受託研究等に係る資金の受け入れ等の円滑化） 第十三条 地方公共団体は、その設置する公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。）において当該地方公共団体以外の者から奨学を目的とする寄附金を受けて行う研究若しくは委託を受けて行う研究又は当該地方公共団体以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、地方公共団体以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。 （試験研究機関等の研究成果を活用する事業者への支援） 第十四条 国は、産業技術力の強化を図るため、国の試験研究機関の研究者がその研究成果を活用する事業を実施する営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（次項において「研究成果利用	（受託研究等に係る資金の受入れ等の円滑化） 第十三条 国は、国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校をいう。）において国以外の者から委託を受けて行う研究又は国以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、国以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、その設置する公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。）において当該地方公共団体以外の者から奨学を目的とする寄附金を受けて行う研究若しくは委託を受けて行う研究又は当該地方公共団体以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、地方公共団体以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。 （大学等の研究成果を活用する事業者への支援） 第十四条 国は、産業技術力の強化を図るため、国立大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三から第三章の六までに規定する機関をいう

会社等」という。)の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、産業技術力の強化を図るため、公立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて地方公共団体が設置するものをいう。)及び地方公共団体の試験研究機関の研究者が研究成果利用会社等の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

。及び国の試験研究機関の研究者がその研究成果を活用する事業を実施する営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、公立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて地方公共団体が設置するものをいう。)及び地方公共団体の試験研究機関における研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定大学技術移転事業を実施する者等の国有施設の無償使用)

第十五条 国は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号。以下この条において「大学等技術移転促進法」という。)第五条第二項の承認事業者が国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項及び次項において同じ。)の施設を大学等技術移転促進法第二条第一項の特定大学技術移転事業の用に供する場合であつて、当該国立大学等の施設を使用して行うことが当該国立大学等

（特定試験研究機関に係る技術移転事業を実施する者の国有施設の無償使用）

第十五条 国は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項の認定を受けた者が同項の特定試験研究機関の施設を同項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該特定試験研究機関の施設を無償で使用させることができる。

（特許料等の特例）

第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明（職務発明（特許法第三十五條第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に限る。）の発明者である学校教育法第一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、助教授、講師若しくは助手、同法第一条に規

における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を通じた産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該国立大学等の施設を無償で使用させることができる。

2 国は、大学等技術移転促進法第十二條第二項の認定事業者が国立大学等の施設を同條第一項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定事業者に対し、当該国立大学等の施設を無償で使用させることができる。

3 国は、大学等技術移転促進法第十三條第一項の認定を受けた者が同項の特定試験研究機関の施設を同項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該特定試験研究機関の施設を無償で使用させることができる。

（特許料等の特例）

第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明（職務発明（特許法第三十五條第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に限る。）の発明者である学校教育法第一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、助教授、講師若しくは助手、同法第一条に規

定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、助教授、講師若しくは助手又は国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）

二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明（職務発明に限る。）の発明者である大学等研究者
二 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、助教授、講師若しくは助手又は国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関（これに置かれる研究所で政令で定めるものを含む。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「研究者」という。）

二 その特許発明が大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明である場合において、その研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学又は高等専門学校を設置する者

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明（職務発明に限る。）の発明者である研究者
二 その発明が大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明である場合において、その研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学又は高等専門学校を設置する者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特許料の特例に係る経過措置）

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第百七条第二項の規定、同法第百九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第四項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

一 国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校

第二条 第十六条第一項に規定する者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第十七条第一項に規定する者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新設)

校機構法（平成十五年法律第 号）附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許権

二 国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許を受ける権利（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

三 国立大学法人等が平成十九年三月三十一日までに当該国立大学法人等の大学等研究者から承継した特許権若しくは特許を受ける権利（同日までにされた特許出願に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

2 前項各号に規定する特許権又は特許を受ける権利について特許法第一百七条第一項の規定により納付すべき特許料又は同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料については、第十六条の規定は、適用しない。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）〔第四十五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案						別表第一 （第二条関係）	現行
名称	根拠法	（略）	国民生活金融公庫 第四十九号	国立大学法人 （平成十五年法律第 号）	産業基盤整備基金 民間事業者の能力の活用による特定施設 の整備の促進に関する臨時措置法（昭和 六十一年法律第七十七号）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	別表第一 （第二条関係）	現行
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

	総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
	大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	
（略）	（略）	

	総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
	地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
（略）	（略）	

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。	（定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

改 正 案	現 行
附 則 第四条 削除	附 則 （行政財産の貸付け） 第四条 国は、当分の間、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、新学園の成立の際現に国が旧学園に貸し付けている行政財産である土地を、新学園の用に供するため、新学園に貸し付けることができる。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第 号）〔第四十八条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

別表（第二条関係）							改正案
名称	（略）	国民生活金融公庫	国立大学法人	住宅金融公庫	（略）	総合研究開発機構	
根拠法	（略）	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	国立大学法人法（平成十五年法律第 号）	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第四十九号）	（略）	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律	

別表（第二条関係）							現行
名称	（略）	国民生活金融公庫	住宅金融公庫	（略）	（略）	総合研究開発機構	
根拠法	（略）	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第四十九号）	（略）	（略）	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律	

	(略)	地方競馬全国協会	大学共同利用機関法人		(略)	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)	国立大学法人法
	(略)	)			(略)		
	(略)		地方競馬全国協会		(略)		競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
	(略)				(略)		

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十二 （略） 十三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 十四 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）及び国立大学法人法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。 十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。	（所掌事務） 第四条 （同上） 一〇十二 （略） 十三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 十四 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。 十五 （同上）

十六（略）	
十七 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。	十七（同上）
十八 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。	十八（同上）
十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。	十九（同上）
イ 独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）	
ロ 第十五号に規定する法人の業務	
ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務	
ニ 国の委任又は補助に係る業務	
二十〇百（略）	二十〇百（略）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款 設置（第六条） 第二款 科学技術・学術審議会（第七条） 第三款 宇宙開発委員会（第八条―第十七条） 第四款 国立大学法人評価委員会（第十七条の二） 第五款 放射線審議会（第十八条） 第六款 独立行政法人評価委員会（第十八条の二） 第三節 施設等機関（第十九条） （以下略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第二節 審議会等	目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款 設置（第六条） 第二款 科学技術・学術審議会（第七条） 第三款 宇宙開発委員会（第八条―第十七条） （新設） 第四款 放射線審議会（第十八条） 第五款 独立行政法人評価委員会（第十八条の二） 第三節 施設等機関（第十九条） （以下略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第二節 審議会等

第一款 設置 第六条 本省に、次の審議会等を置く。 科学技術・学術審議会 宇宙開発委員会 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 国立大学法人評価委員会 放射線審議会 独立行政法人評価委員会 第四款 国立大学法人評価委員会 第十七条の二 国立大学法人評価委員会については、国立大学法人法（平成十五年法律第 号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。 第五款 放射線審議会 第十八条 （略） 第六款 独立行政法人評価委員会 第十八条の二 （略）	
	第一款 設置 第六条 本省に、次の審議会等を置く。 科学技術・学術審議会 宇宙開発委員会 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 （新設） 放射線審議会 独立行政法人評価委員会 （新設） 第四款 放射線審議会 第十八条 （略） 第五款 独立行政法人評価委員会 第十八条の二 （略）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款 設置（第六条） 第二款 科学技術・学術審議会（第七条） 第三款 宇宙開発委員会（第八条―第十七条） 第四款 国立大学法人評価委員会（第十八条） 第五款 放射線審議会（第十九条） 第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条） （削除） 第三節 特別の機関（第二十一条―第二十四条） 第四節 地方支分部局（第二十五条） 第四章 文化庁 第一節 設置並びに任務及び所掌事務 第一款 設置（第二十六条）	目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款 設置（第六条） 第二款 科学技術・学術審議会（第七条） 第三款 宇宙開発委員会（第八条―第十七条） 第四款 国立大学法人評価委員会（第十七条の二） 第五款 放射線審議会（第十八条） 第六款 独立行政法人評価委員会（第十八条の二） 第三節 施設等機関（第十九条） 第四節 特別の機関（第二十条―第二十三条） 第五節 地方支分部局（第二十四条） 第四章 文化庁 第一節 設置並びに任務及び所掌事務 第一款 設置（第二十五条）

第二款 任務及び所掌事務（第二十七条・第二十八条）

第二節 審議会等（第二十九条―第三十一条）

第三節 特別の機関（第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条）

附則

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四（略）

十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

二十 二十四（略）

二十五 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第 号）第二

条第二項に規定する国立大学をいう。）及び大学共同利用機関（同条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育及び研究に関すること。

二十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平

第二款 任務及び所掌事務（第二十六条・第二十七条）

第二節 審議会等（第二十八条―第三十条）

第三節 特別の機関（第三十一条）

第五章 雑則（第三十二条）

附則

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四（略）

十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

二十 二十四（略）

二十五 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）における教育及び研究並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

（新設）

成十五年法律第 号) 第三条に規定する国立高等専門学校をい

う。)における教育に關すること。

二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア
教育開発センターにおける學術研究及び教育に關すること。

二十八〓九十七 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機關

第一節 (略)

第二節 審議會等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議會等を置く。

科学技術・學術審議會

宇宙開発委員會

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省
に置かれる審議會等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員會

放射線審議會

独立行政法人評価委員會

第四款 国立大学法人評価委員會

第十八条 国立大学法人評価委員會については、国立大学法人法(これに
基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(新設)

二十六〓九十五 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機關

第一節 (略)

第二節 審議會等

第一款 設置

第六条 (同上)

第四款 国立大学法人評価委員會

第十七条の二 国立大学法人評価委員會については、国立大学法人法(平
成十五年法律第 号。これに基づく命令を含む。)の定めるところ
による。

第五款 放射線審議会

第十九条 (略)

第六款 独立行政法人評価委員会

第二十条 (略)

(削除)

第三節 特別の機関

第二十一条～第二十四条 (略)

第四節 地方支分部局

(原子力事務所)

第二十五条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。

2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事務を分掌する。

第五款 放射線審議会

第十八条 (略)

第六款 独立行政法人評価委員会

第十八条の二 (略)

第三節 施設等機関

(国立学校)

第十九条 別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、国立学校とする。

2 国立学校については、国立学校設置法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節 特別の機関

第二十条～第二十三条 (略)

第五節 地方支分部局

(原子力事務所)

第二十四条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。

2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十六号、第六十九号から第七十三号まで及び第九十五号に掲げる事務を分掌する。

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第二十六条 (略)

第二款 任務及び所掌事務

第二十七条 (略)

(所掌事務)

第二十八条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九十号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第九十一号及び第九十三号から第九十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 審議会等

第二十九条～第三十一条 (略)

第三節 特別の機関

第三十二条 (略)

第五章 雑則

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第二十五条 (略)

第二款 任務及び所掌事務

第二十六条 (略)

(所掌事務)

第二十七条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十四号、第三十六号、第三十七号、第七十九号から第八十七号まで、第八十八号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 審議会等

第二十八条～第三十条 (略)

第三節 特別の機関

第三十一条 (略)

第五章 雑則

第三十三条 (略)	附則 1・2 (略) (文化審議会の所掌事務の特例) 3 文化審議會は、第三十条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第百十六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 4・5 (略)
第三十二条 (略)	附則 1・2 (略) (文化審議会の所掌事務の特例) 3 文化審議會は、第二十九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第百十六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 4・5 (略)

附則関係

○ 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律（昭和三十年法律第八十五号）〔附則第九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律 第一条 公立又は官立若しくは国立の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の学校看護婦の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員（国民学校の地方技官及び官立の学校の附属国民学校の支部技官をいう。以下同じ。）、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十八条の規定による恩給法（大正十二年法律第四十八号）の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続き在職を恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（以下「旧恩給法」という。）第	教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律 第一条 公立又は官立若しくは国立の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の学校看護婦の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員（国民学校の地方技官及び官立の学校の附属国民学校の支部技官をいう。以下同じ。）、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十二条の規定による恩給法（大正十二年法律第四十八号）の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続き在職を恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（以下「旧恩給法」という。）第

二十二条第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。 2 前項の場合において、当該学校看護婦が官立又は国立の学校の養護訓導、養護教員又は養護教諭となつた場合については、旧恩給法第四十二条第一項第四号の規定の例による。	二十二条第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。 2 (同上)
--	---

改 正 案	現 行
（県費負担教職員の任用等） 第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七條、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員特例法第十二條第一項の規定において読み替えて適用する場合	（県費負担教職員の任用等） 第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七條、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員特例法第十三條の二第二項の規定において読み替えて適用する

を含む。)の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第四十七條の四 市(指定都市を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三條第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四條第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)のみを置くものに限る。)、盲学校、聾学校又は養護学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

24 (略)

(指定都市に関する特例)

第五十八條 (略)

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五條、教育公務員特例法第二十一條第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十五條の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

場合を含む。)の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第四十七條の四 市(指定都市を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十條の二第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四條第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)のみを置くものに限る。)、盲学校、聾学校又は養護学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

24 (略)

(指定都市に関する特例)

第五十八條 (略)

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五條、教育公務員特例法第十九條第二項、第二十條の二第一項、第二十條の三第一項及び第二十條の四の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

(中核市に関する特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第六十一条 (略)

2 市(指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。)町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

附 則

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の実施しなければならない。

(中核市に関する特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第十九条第二項、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十条の四の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第六十一条 (略)

2 市(指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。)町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第十九条第二項、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十条の四の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

附 則

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の実施しなければならない。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）〔附則第十一条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教職員定数の算定に関する特例） 第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員の数算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。 一 一三（略） 四 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十二</u>条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情 （教職員定数に含まない数） 第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 一 休職者 二 教育公務員特例法<u>第二十六</u>条第一項の規定により同項に規定する大	（教職員定数の算定に関する特例） 第十五条 （同上） 一 一三（略） 四 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十</u>条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情 （教職員定数に含まない数） 第十八条 （同上） 一 （同上） 二 教育公務員特例法<u>第二十</u>条の五第一項の規定により同項に規定する

学院修学休業をしている者
三・四（略）

大学院修学休業をしている者
三・四（略）

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）〔附則第十二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教職員定数の算定に関する特例） 第二十二條 第九條から第十二條まで及び第十七條から前條までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。 一 四 （略） 五 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十二條第三項</u>に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情 （教職員定数に含まない数） 第二十四條 第七條及び第十五條に規定する高等学校等教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 一 休職者 二 教育公務員特例法<u>第二十六條第一項</u>の規定により同項に規定する大	（教職員定数の算定に関する特例） 第二十二條 （同上） 一 四 （略） 五 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十條第三項</u>に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情 （教職員定数に含まない数） 第二十四條 （同上） 一 休職者 二 教育公務員特例法<u>第二十條</u>の五第一項の規定により同項に規定する

学院修学休業をしている者
三・四（略）

大学院修学休業をしている者
三・四（略）

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）〔附則第十三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例） 第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の二第一項ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。 2・3 （略） 4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一	（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例） 第十四条 （同上） 2・3 （略） 4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一

号及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同法附則第二十条の三第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（「次の各号（第一号及び第四号を除く。）」とあるのは「次の各号（第一号、第四号及び」）、第百二条第一項中「」の規定」とあるのは「」及び附則第二十条の三第一項の規定」と、同条第四項」とあるのは「組合員の掛金、」とあるのは「組合員の掛金及び」と、「負担金及び国又は公社の負担金」とあるのは「負担金」と、第百二条第四項」とする。

号及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同法附則第二十条の三第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（「次の各号（第一号及び第四号を除く。）」とあるのは「次の各号（第一号、第四号及び」）、第百二条第一項中「」の規定」とあるのは「」及び附則第二十条の三第一項の規定」と、同条第四項」とあるのは「組合員の掛金、」とあるのは「組合員の掛金及び」と、「負担金及び国又は公社の負担金」とあるのは「負担金」と、第百二条第四項」とする。